

広島県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十九年十一月十五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十一月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道浜田八重可部線	山県郡北広島町大字大朝字下松崎四七〇三番三地先から山県郡北広島町大字大朝字下藤谷四七七番二地先まで	平成一九年一月一日